

第十四回 参議院法務委員会会議録 第十六号

昭和二十六年五月二十一日(月曜日)午前十一時五十四分開会

本日委員主輪貞治君辞任につき、その補欠として齋武雄君を議長において指名した。
本日議長において中山福藏君を委員に指名した。

本日の会議に付した事件

○連合委員会開会の件
○商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣送付)

○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○民事調停法案(衆議院提出)

○委員長(鈴木安孝君) 只今から委員会を開きます。

先ずお詣りいたしたいことがござります。明日午前十時より戸籍法の一部を改正する法律案について文部委員会と連合委員会を開きますが、この連合委員会に只今配付いたしました各参考人の出席を願い、意見を聴取することにいたしたいと思いますが、御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」と認めます。さよう取計らいます。

○委員長(鈴木安孝君) 次に商法の一

部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について政

府の説明を願います。

○政府委員(高木松吉君) 只今議題となりました商法の一部を改正する法律

の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案につきまして、提案の理由を御

御説明申上げます。

御承知の通り昨年第七回国会にお

て成立した商法の一部を改正する法律

によりまして、商法については、株式会社に関する部分を中心とする大改正

が加えられたのでありますが、他の法

令中には、商法の規定を引用し、或い

はこれを基礎としているものが相当数

に上っておりますので、商法の改正に

伴い、これらの法令中改正を必要とす

るものを作りたわけであります。

この商法の一部を改正する法律の施

行に伴う関係法律の整理等に関する法

律案は、改正を必要とする関係法令中

各所管庁において別途改正案を立案す

るもの以外の法令十四件を一括し、こ

れらについて主として商法の改正に伴

う整備のための改正を加えようとする

ものでありますし、その内容は、授權

のもの以外の法律案によりますので

これらについて主として商法の改正に伴

う整備のための改正を加えようとする

ものでありますし、その内容は、授權

のもの以外の法律案によりますので

等臨時措置法の一部を改正する法律の

一部を改正する法律案を議題に供しま

す。提案者の御説明を願います。

○衆議院議員(押谷富三君) 只今議題

になりました訴訟費用等臨時措置法の

一部を改正する法律の一部を改正する

法律案につきまして、提案の理由を御

説明申上げます。

現在執行吏につきましては、一般公

務員の場合と同様に、昭和二十五年十

二月三十日以前に退職した者に対し

ましては、六千三百七円ベースに基く

恩給が支給されておりますが、一般公

務員につきましては、今国会に別途提

案されておりまする恩給法の一部を改

正する法律案によりまして、この種の

者に対しましても、昭和二十六年一月

分以降七千九百八十一円ベースに基く

恩給が支給されることとなりますので

は、大正十一年に制定されました借地

借家調停法を先駆とし、大正十三年に

小作調停法、大正十五年に商事調停

法、昭和七年に金錢債務臨時調停法、

昭和十四年に人事調停法と順次制定さ

れ、更に同年中鉄業法の一部改正によ

り鉄害賠償の調停が認められることと

なりました。次いで昭和十七年に制定

されました戦時民事特別法は、右の各

種調停制度実施の成績に鑑みまして、

事件の種類、大小を問わず、およそそ

ての民事事件につき、当事者の申立

により、或いは裁判所の職権により、

調停を活用し得るようこの制度を拡大

いたしまして、ここに調停はあるゆる

民事事件に及ぶこととなつたのであり

ます。而して、終戦後、昭和二十二年

調停が同法による家事調停になつて、

これがこの法律案を提出する理由で

所における民事事件は、急増の一途を

辿り、その迅速な処理が必要となつて

きておりますので、この際、過去三十年

の実績に照らし、且つ、調停関係の実

務家等の要望、意見等をも取入れまし

て、現行調停制度に若干の改正を加え

ると共に、各種法規を整理統合いたし

ましたのが、この法律案であります。

尤も、身分上の紛争に関する家事調停

につきましては、これを取扱う裁判所

によりますので、統合の範囲

も異なり、且つ、事柄の性質上他の一

般財産権上の紛争に関する調停と区別

する必要がありますので、統合の範囲

から除外いたのであります。

次にこの法律案の大綱を申上げます

と、一、各種調停に通ずる一般規定

と、各種類による特別規定とに分け、

その重要なものを法律に規定し、他に

は最高裁判所の規則の定むるところに

任せて、運用上の便宜を圖つたこと。

二、調停は調停委員会で行うことと本

則とし、調停委員会の調停に対する裁

判所の認可の制度を廃止したこと。

三、調停委員会は、調停のため特に必

要があるときは、調停前の措置として

必要な事項を命じ得ることとし、且つ、その内容を明らかにしたこと。

四、金錢債務調停及び小作調停におい

て認められ、民事特別調停において全

ての調停に代る裁判につきましては、當

事者の合意を基礎とする調停制度の趣

旨から多少の修正を加える必要があり

ますので、異議の申立てによつてその効

力を失うこととする等調停制度全体と

の調停を図つたこと。五、調停不成立等の場合において、申立人が調停の目的となつた請求について、一定期間内に訴を提起したときは、遡つて調停の申立の時に訴の提起があつたものとみなす。訴状には調停申立手数料に相当する印紙は貼用したものとみなして、訴訟費用等の点で誠実な調停申立人を保護することとしたこと。六、受訴裁判所は、事件について争点及び証拠の整理が完了した後は、当事者の合意がない限り、職権で事件を調停に付することができないこととし、調停手続によつて訴訟が遅延することを防止したこと。七、商事事件並びに鉛害事件については、特に仲裁判断の趣旨を受取る合意があるときは、申立により適当な調停條項を定めることができることとし、これを調書に記載したときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有することとしたこと。八、罰則については、特に仲裁判断の趣旨を受取る合意があるときは、申立により適当な調停條項を定めることができることとし、これを調書に記載したときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有することとしたこと。

以上が、この法律案の大要であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長(鈴木安孝君) 只今御説明になりました案につきましては、質疑は次回にいたすことになります。

本日はこの程度で散会いたします。

午後零時十三分解散会
出席者は左の通り。

委員長

鈴木 安孝君

鬼丸 義齊君

委員	北村 一男君
衆議院議員	左藤 義鎧君
政府委員	山田 佐一君
法務政務次官	押谷 富三君
法務府法制局長	齋 武雄君
事務局側	須藤 五郎君
常任委員	高木 松吉君
専門委員	野木 新一君
会員	長谷川 宏君

第十一條を次のよう改める。
第一條 削除
第二條 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「若しくは

第五十四條又は有限会社法第十

九條第一項」を「又は第五十四

條に改め、「又は承諾の決議をし

ようとするとき」を削る。

第三十一條第四号中「若しくは

承諾の決議に賛成」を削る。

第三條 会社利益配当等臨時措置法(昭和二十一年法律第七百九十九号)の一部を次のように改める。

第一項中「當該事業年度

において取り崩した積立金及び前

事業年度から繰り越した益金は、

これを含まないものとする。」を

「商法第二百九十三條ノ二の規定

による配当をする場合を除き、當

該事業年度において取り崩した積

立金及び前事業年度から繰り越し

た益金は、これを含まないものと

する。」に、「第三項」を「第二項」

に改め、同項第二号から第五号ま

でを削り、同項第一号の次に次の

二号を加える。

二 商法第二百八十八條(有限

会社法第四十六條第一項にお

いて準用する場合を含む。)の規

定により利益準備金として

積み立てるべき金額

の規定により資本準備金として

積み立てるべき金額

として積み立てるべき金額

を規定する。

第二條第一項第六号中「前四号」

を「前号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第五号とし、同條第二項を削る。

第三條第二項に次の但書を加え

る。

但し、商法第二百九十三條ノ

二の規定による配当をする場

合は、この限りでない。

第六條第二項を次のように改め

る。

前項の規定により当該官吏が

臨検検査する場合には、その身

分を示す証票を携帯し、関係人

にこれを呈示しなければならな

い。

第六條に次の二項を加える。

第一項の規定による報告の徵

取又は臨検検査の権限は、犯罪

にこれを認められたものと

してはならない。

附則第三項中「第六号」を「第

四号」に改める。

第二十一條 削除

第二十二條を次のよう改め

る。

第二十六條中「第七條、及び第一

七條第二項及」を削る。

第五條 旧日本占領地域に本店を有

する会社の本邦内にある財産の整

理に関する政令(昭和二十四年政

令第二百九十一号)の一部を次の

ように改正する。

第十七條第一項第二号中「資本

を倍額以上に増加する会社」を發

行済株式の総数と同数以上の新株

を発行する会社」に、「その設立さ

(会計の整理)

れ、又は資本を増加する会社(以下「新会社」という。)の商号、自的、資本金額及びその発起人の氏名又は名称」を「新たに設立する会社又は新株を発行する会社(以下「新会社」という。)について、商法第六十六條第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び発起人又は取締役の氏名」に、同條第四項中「株金」を「発行価額」に、同條第五項中「資本の増加」を「新株の発行」に改める。

第二條第一項中「新株の発行」に見出し中「資本の

第二十五條の見出し中「資本の

増加」を「新株の発行」に、同條

第三項中「資本の増加」を「新株

の発行」に、「第三百四十八條第二

号から第四号まで、第三百五十三

條、第三百五十四條第二項及び第

三項並びに第三百五十五條」を「第

二百八十條ノ二第三号並びに第二

三百五十四條第二項及び第三項並びに第三百五十五條」を「第二

百八十條ノ八」に改める。

第六條 建設業法(昭和二十四年法

律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第三号中「資本金額(出

資総額、株金総額又は出資総額及

び株金総額の合計額をいう。以下

同じ。)」を「資本金額(出資総額

を含む。以下同じ。」に改める。

第七條 公益事業令(昭和二十五年

政令第三百四十三号)の一部を次

のように改正する。

第四十七條第一項中「会社の資

本額」を「会社の発行する株式

の総数又は額面株式を発行すると

きの「株の金額」に改める。

第四十九條を次のように改め

第四十九條 公益事業者は、委員会規則で定めるところによりその事業年度を定め、且つ、勘定科目の分類並びに貸借対照表、損益計算書及びその他の財務計算に関する諸表の様式によりそ
の会計を整理しなければなら
る。

第八條 財閥商号の使用の禁止等に
関する政令(昭和二十五年政令第
七号)の一部を次のように改正す
る。

第三條第一項中「第五十八條第
二項」を「第五十八條第一項」に、
「検察官」を「法務総裁」と、「第
十六條」を「第二百三十五條ノ五」
に改める。

第九條 資産再評価法(昭和二十五
年法律第百十号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十條 私的独占の禁止及び公正取
引の確保に関する法律(昭和二十
二年法律第五十四号)の一部を次
のように改める。

第十一条第二項中「他の会社の
株式」を「他の会社の発行済株式
の」に改める。

第十四条第二項中「いずれか一
の会社の株式をその総数の百分
十を超えて」を「いずれか一の会
社の発行済株式の総数の百分の十
を超えてその会社の株式を」に改
める。

第五十一條 商品取引所法(昭和二十
五年法律第二百三十九号)の一部
を次のように改正する。

第十二条第七項を次のように改
める。

7 第六十六條第六項本文及び第
七十一條並びに商法(明治三十
年法律第四十八号)第二百三十二
条第五項、第二百四十條第二
項(特別利害關係人の議決権)、
第二百四十四條(株主総会の議
事録)、第二百四十七條、第二百
四十八條、第二百五十條、第二
百五十一條及び第二百五十三條
(株主総会の決議の取消又は無
効の訴)の規定は、創立総会に
ついて準用する。この場合にお
いて、商法第二百四十七條第一
項中「第三百四十三條」とある
のは「商品取引所法第十二條第
四項」と読み替えるものとする。

第四項中「第二項」を「前項」に
改め、同項を第三項とし、同條第
五項中「第一項から第三項まで」
を「第一項及び第二項」に改め、
同項を第四項とする。

第五項中「第一項から第三項まで」
を「第一項及び第二項」に改め、
同項を第四項とする。

第六項中「第一項から第三項まで」
を「第一項及び第二項」に改め、
同項を第四項とする。

第七項中「第一項から第三項まで」
を「第一項及び第二項」に改め、
同項を第四項とする。

第八項中「第一項から第三項まで」
を「第一項及び第二項」に改め、
同項を第四項とする。

第九項中「第一項から第三項まで」
を「第一項及び第二項」に改め、
同項を第四項とする。

第十項中「第一項から第三項まで」
を「第一項及び第二項」に改め、
同項を第四項とする。

第十一項中「第一項から第三項まで」
を「第一項及び第二項」に改め、
同項を第四項とする。

第十二項中「第一項から第三項まで」
を「第一項及び第二項」に改め、
同項を第四項とする。

第十三項中「第一項から第三項まで」
を「第一項及び第二項」に改め、
同項を第四項とする。

第十四項中「第一項から第三項まで」
を「第一項及び第二項」に改め、
同項を第四項とする。

第十五項中「第一項から第三項まで」
を「第一項及び第二項」に改め、
同項を第四項とする。

第十六項中「第一項から第三項まで」
を「第一項及び第二項」に改め、
同項を第四項とする。

第十七項中「第一項から第三項まで」
を「第一項及び第二項」に改め、
同項を第四項とする。

第十八項中「第一項から第三項まで」
を「第一項及び第二項」に改め、
同項を第四項とする。

第十九項中「第一項から第三項まで」
を「第一項及び第二項」に改め、
同項を第四項とする。

3 取引所の事務の執行は、定期
に別段の定がないときは、理事
長及び理事の過半数で決する。
第五十六条の二 監事は、取引所
の事務を監査する。

4 監事は、いつでも理事長又は
理事に対して事務の報告を求
め、又は取引所の事務及び財產
の状況を調査することができ
る。

5 監事は、理事長総会に提出し
ようとする書類を調査し、総会
にその意見を報告しなければな
らない。

6 第十二條第七項又は第七十一
條において準用する商法第二百
四十七條第一項の訴及び第十八
條において準用する商法第四百
二十八條の訴は、監事も提起す
ることができる。

7 第五十九條に第五項として次の
一項を加える。

8 第五十九條に第五項として次の
一項を加える。

9 第五十九條に第五項として次の
一項を加える。

10 第五十九條に第五項として次の
一項を加える。

11 第五十九條に第五項として次の
一項を加える。

12 第五十九條に第五項として次の
一項を加える。

13 第五十九條に第五項として次の
一項を加える。

14 第五十九條に第五項として次の
一項を加える。

15 第五十九條に第五項として次の
一項を加える。

16 第五十九條に第五項として次の
一項を加える。

17 第五十九條に第五項として次の
一項を加える。

18 第五十九條に第五項として次の
一項を加える。

19 第五十九條に第五項として次の
一項を加える。

20 第五十九條に第五項として次の
一項を加える。

(商法等の準用)
第六十五条 商法第二百五十四条
第三項(取締役と会社との関
係)、第二百六十六條第四項(取
締役の責任の免除)、第二百六
七條から第二百六十八條まで及
び第二百八十九條(取締
役又は監査役に対する責任の解
除)の規定は、理事長、理事及
び監事について、民法(明治二
十九年法律第八十九号)第五十
五條(理事の行為の代理)並び
に商法第三十九條第二項、第七
十八條、第二百六十二條(表見
代表取締役の責任)及び第二百
六十九條(取締役の報酬)の規
定は、理事長及び理事につい
て、第六十條の二及び商法第二
百七十八条(監査役と取締役と
の連帶責任)の規定は、監事に
ついて準用する。

第五十六条の二 第二項及び第
三項、第六十條の二、第六十二
條から第六十四條並びに商法
第七十六条から第七十八條まで、第六十
六條及び第七十五条並びに商法
六十九條(取締役の報酬)の規
定は、理事長及び理事につい
て、三百四十四條第二項(議事録署
名義務者)、第二百四十七條(株
主総会の決議の取消の訴)、第二
百五十四條第三項(取締役と会
社との関係)、第二百六十六條第
四項(取締役の責任の免除)、第二
百六十七條から第二百六十八
條ノ三まで(取締役に対する責
任追及の訴)、第二百六十九條
(取締役の懲罰)、第二百七十八
條(監査役と取締役との連帶責
任)及び第二百八十二條から第
二百八十四條まで(取締役の計
算書類の公示及び総会への提出
義務並びに取締役又は監査役に
対する責任の解除)の規定は、
清算人について準用する。この
場合において、商法第七十六條
及び第七十七条第一項中「總社
員の同意」とあるのは「総会の
決議」と、同法第二百四十七條

用する。この場合において、商
法第二百四十七條第一項中「第
三百四十三條」とあるのは「商
品取引所法第六十八條第一項」
と読み替えるものとする。

第五十六条の二 第二項及び第
三項、第六十條の二、第六十二
條から第六十四條並びに商法
第七十六条から第七十八條まで、第六十
六條及び第七十五条並びに商法
六十九條(取締役の報酬)の規
定は、理事長及び理事につい
て、三百四十四條第二項(議事録署
名義務者)、第二百四十七條(株
主総会の決議の取消の訴)、第二
百五十四條第三項(取締役と会
社との関係)、第二百六十六條第
四項(取締役の責任の免除)、第二
百六十七條から第二百六十八
條ノ三まで(取締役に対する責
任追及の訴)、第二百六十九條
(取締役の懲罰)、第二百七十八
條(監査役と取締役との連帶責
任)及び第二百八十二條から第
二百八十四條まで(取締役の計
算書類の公示及び総会への提出
義務並びに取締役又は監査役に
対する責任の解除)の規定は、
清算人について準用する。この
場合において、商法第七十六條
及び第七十七条第一項中「總社
員の同意」とあるのは「総会の
決議」と、同法第二百四十七條

用する。この場合において、商
法第二百四十七條第一項中「第
三百四十三條」とあるのは「商
品取引所法第六十八條第一項」
と読み替えるものとする。

第五十六条の二 第二項及び第
三項、第六十條の二、第六十二
條から第六十四條並びに商法
第七十六条から第七十八條まで、第六十
六條及び第七十五条並びに商法
六十九條(取締役の報酬)の規
定は、理事長及び理事につい
て、三百四十四條第二項(議事録署
名義務者)、第二百四十七條(株
主総会の決議の取消の訴)、第二
百五十四條第三項(取締役と会
社との関係)、第二百六十六條第
四項(取締役の責任の免除)、第二
百六十七條から第二百六十八
條ノ三まで(取締役に対する責
任追及の訴)、第二百六十九條
(取締役の懲罰)、第二百七十八
條(監査役と取締役との連帶責
任)及び第二百八十二條から第
二百八十四條まで(取締役の計
算書類の公示及び総会への提出
義務並びに取締役又は監査役に
対する責任の解除)の規定は、
清算人について準用する。この
場合において、商法第七十六條
及び第七十七条第一項中「總社
員の同意」とあるのは「総会の
決議」と、同法第二百四十七條

第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と、同法第二百八十二條第一項又は第二百八十三

條第一項中「前條ニ掲タル書類」又は「第二百八十一條ニ掲タル書類」とあるのは「商品取引所

法第二百一條第二項において準用する同法第七十五條に規定する書類」と読み替えるものとする。

第十二條 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一項第三号中「及ヒ株式合資会社」及び同條第二項を削る。

第十三條 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五條から第七條までを次のように改める。

第五條乃至第七條 削除

第十四条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五條中「総株金四分ノ一以上ノ払込アリタル後定期款変更ト同一方法ノ決議ヲ經」を削る。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 この法律施行前に株主総会の承認その他適法の手続を経て確定した利益又は剰余金の配当については、なお従前の例による。

3 株式合資会社及び商法(明治三

十二年法律第四十八号)施行前に設立した合資会社については、なお従前の例による。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。